

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 森林環境税

**Q** : 法人の住民税に森林環境税を導入する自治体が増えてきたと聞きました。どんな内容なのですか？

**A** : 森林環境税は、今年の4月現在で16の県で導入されており、都道府県民税に上乗せして徴収されています。

### 【解説】

森林環境税を導入する自治体は、昨年4月では47都道府県中8件でしたが、今年の4月では8件増えて16件となっています。

また、今後導入することが決定している県が2件、導入を検討している県が24件とほとんどの県で導入もしくは検討されている状況です。

森林環境税は、都道府県民税の均等割に上乗せして徴収しているところが多く、税額は「法人均等割の3～11%相当額」と自治体によってばらばらになっています。また、高知県のように500円と定額のところもあります。

今年度から森林環境税を導入した自治体は、税額が変更になりますので注意してください。

今年度、導入した自治体と森林環境税の額は次のとおりです。

- ① 岩手県…均等割額の10%相当額
- ② 福島県…均等割額の10%相当額
- ③ 静岡県…均等割額の5%相当額
- ④ 滋賀県…均等割額の11%相当額
- ⑤ 兵庫県…均等割額の10%相当額
- ⑥ 奈良県…均等割額の5%相当額
- ⑦ 大分県…均等割額の5%相当額
- ⑧ 宮崎県…均等割額の5%相当額

